

# 所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 及び所沢市議会会議規則の一部を改正する規則について

## 1 はじめに

新型コロナウイルスその他重大な感染症のまん延や災害等の発生により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難となる場合が想定されます。所沢市議会基本条例において、災害時等においても、情報通信技術を活用し、議会活動を継続することが規定されていることから、新型コロナウイルスその他重大な感染症がまん延した場合や災害等の発生した場合に限って、オンラインの方法による委員会の開催することができることとしました。

所沢市議会委員会条例及び所沢市議会会議規則にオンラインの方法による委員会の開催に関する規定を追加するため、改正を行うものです。

### 【参 考】所沢市議会基本条例

(災害時等における議会の活動)

#### 第32条 略

#### 2 略

3 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議員が議事堂に参集することが困難であると認めるときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

2 改正内容

① 所沢市議会委員会条例の一部改正

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>(委員会の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 オンラインによる方法で開かれた委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>3 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、オンラインによる方法で開かれている委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項のただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 略</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会が開かれているときは、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。</p>
<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>
<p>(参考人)</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>	<p>(参考人)</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>

## 【改正内容】

### 第15条の2

第1項…新型コロナウイルス等の感染症のまん延又は災害の発生により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると委員長が認める場合に限り、参加者全員が映像と音声をお互いに確認できる状態で通話ができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開催することができることを規定しています。また、オンラインでは秘密会の開催に必要な環境が確保されているか確認することが難しいため、秘密会の開催はオンラインによる方法ではできないこととしました。

第2項…オンラインによる方法で委員会に出席した場合には、現に開催場所に参集して出席したことと同様の扱いとみなすこととしました。

第3項…オンラインによる方法で委員会を開催する場合の開催の方法などの必要な事項については、今後の議会運営委員会の協議を経て、要綱を制定する予定です。

### 第18条

第2項…オンラインによる方法で除斥対象の委員が一身上の弁明を行うことができる場合は、オンラインによる方法で委員会が開かれ、オンラインによる方法で委員会に出席している委員に限ることとしました。

### 第25条

第3項…オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、公述人は、オンラインによる方法で公聴会に参加することができることとしました。

### 第28条

第2項…オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、公述人はオンラインによる方法で公聴会に参加することができるため、代理人のオンラインによる出席を認める必要性は低いことから、準用しないこととしました。

### 第29条

第3項…オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、参考人はオンラインによる方法で委員会に参加することができることとしました。

② 所沢市議会会議規則の一部改正

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第12条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第13条—第18条）</p> <p>第3節 議事日程（第19条—第23条）</p> <p>第4節 選挙（第24条—第32条）</p> <p>第5節 議事（第33条—第46条）</p> <p>第6節 秘密会（第47条・第48条）</p> <p>第7節 発言（第49条—第65条）</p> <p>第8節 表決（第66条—第75条）</p> <p>第9節 公聴会、参考人（第76条—第82条）</p> <p>第10節 会議録（第83条—第87条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第88条—<u>第92条の2</u>）</p> <p>第2節 審査（第93条—第109条）</p> <p>第3節 秘密会（第110条・第111条）</p> <p>第4節 発言（第112条—第122条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第123条・第124条）</p> <p>第6節 表決（第125条—第134条）</p> <p>第3章 請願（第135条—第141条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第142条—第146条）</p> <p>第5章 規律（第147条—第155条）</p> <p>第6章 懲罰（第156条—第161条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第162条・第162条の2</u>）</p> <p>第8章 議員の派遣（第163条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第12条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第13条—第18条）</p> <p>第3節 議事日程（第19条—第23条）</p> <p>第4節 選挙（第24条—第32条）</p> <p>第5節 議事（第33条—第46条）</p> <p>第6節 秘密会（第47条・第48条）</p> <p>第7節 発言（第49条—第65条）</p> <p>第8節 表決（第66条—第75条）</p> <p>第9節 公聴会、参考人（第76条—第82条）</p> <p>第10節 会議録（第83条—第87条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第88条—<u>第92条</u>）</p> <p>第2節 審査（第93条—第109条）</p> <p>第3節 秘密会（第110条・第111条）</p> <p>第4節 発言（第112条—第122条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第123条・第124条）</p> <p>第6節 表決（第125条—第134条）</p> <p>第3章 請願（第135条—第141条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第142条—第146条）</p> <p>第5章 規律（第147条—第155条）</p> <p>第6章 懲罰（第156条—第161条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第162条</u>）</p> <p>第8章 議員の派遣（第163条）</p>

新	旧
<p>第9章 補則（第164条） 附則 （定足数に関する措置） 第92条 略 （出席委員に関する措置） <u>第92条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u> （委員外議員の発言） 第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。 <u>3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u> （不在委員） 第126条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 <u>ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u> （紹介議員の委員会出席） 第138条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 前項の規定により出席を求められた紹介議員は、法第109条第9項の</p>	<p>第9章 補則（第164条） 附則 （定足数に関する措置） 第92条 略  （委員外議員の発言） 第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。  （不在委員） 第126条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。  （紹介議員の委員会出席） 第138条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p>

新	旧
<p>規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</p>	

【改正内容】

第92条の2…会議規則の第2章委員会においては、出席している委員に関する規定が複数あることから、この章においてオンラインによる方法で委員会に出席した場合も、実際に開催場所に参集して委員会に出席した委員に含まれることを包括的に定めることとしました。

第115条

第3項…オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、委員会が説明又は意見を聞くために出席を求めた委員でない議員は、オンラインによる方法で委員会に参加することができることとしました。

第126条…第92条の2において「出席委員」には、オンラインによる方法で委員会に出席している委員を含むことを規定しましたが、当該条文では出席委員という定めがないため、オンラインによる方法で委員会に出席している委員は、「会議室にいない委員」とみなされる可能性があることから、当該ただし書を設け、オンラインによる方法で出席している委員も表決に加わることができることを確認的に規定しました。

第138条

第2項…オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、委員会が出席を求めた紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に参加することができることとしました。

3 施行予定日 公布の日